

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防職員採用試験要項

令和2年度（令和3年4月1日採用）消防職員採用試験を実施します。

■試験案内配布

7月13日（月）から消防本部総務課で配布

（平日 午前9時00分～午後5時00分）

試験案内の郵送を希望する人は、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号）に本人の住所・氏名を明記して同封し、下記の住所まで

〒375-0024 藤岡市藤岡982番地 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部総務課

※ホームページからダウンロードできません（7月13日（月）から）

■採用予定日

令和3年4月1日

■資格

日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人

■受付期間

8月3日（月）～14日（金）（平日 午前9時00分～午後5時00分）

直接または郵送で消防本部総務課へ提出（8月14日の消印有効）

「簡易書留」又は「特定郵便」で郵送のこと

※返信用封筒が必要となります（84円切手を貼った長形3号封筒に住所、氏名を明記）

■第1次試験日

9月20日（日） 教養試験、適性検査

■第2次試験日

第1次試験合格者を対象に実施します。（10月中旬から下旬を予定）

■試験会場

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

■試験区分・採用人数・受験要件など

○消防職員A（若干人）

4年制大学を卒業（令和3年3月卒業見込み可）し、平成6年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人（22歳～26歳）

○消防職員B（若干人）

高等学校を卒業（令和3年3月卒業見込み可）し、消防職員Aの学歴資格に該当しない人で平成6年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人（18歳～26歳）

[共通]

- ・藤岡市、上野村、神流町、高崎市（吉井町区域）の勤務地に通勤可能な人
- ・普通自動車運転免許証（AT限定を除く）以上を取得可能な人
- ・職務遂行に必要な身体が健全であること
- ・両眼視力0.8以上かつ一眼それぞれ0.5以上（矯正視力を含む）で赤、青、黄の色彩識別ができること
- ・聴力が正常範囲であること

■問い合わせ

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 総務課（0274-22-4838）